

環境法令の動向と対応

2022年度版



エコアクション21中央事務局 参与

安達 宏之

(洛思社 代表取締役／環境経営部門 チーフディレクター)



セミナーの目的・構成

- エコアクション21審査員のみなさまを対象
- 環境法令の最新動向や最近の気になるトピックスを解説
- 国や自治体の政策の方向性を理解するとともに、審査における対応方法を各自で考えるための基礎情報を提供



- 1 気候変動対策
- 2 公害対策
- 3 廃棄物・3R対策
- 4 化学物質対策
- 5 生物多様性対策



1 気候変動対策



続発する環境法違反！

フロン排出抑制法違反で検挙！



東京都 報道発表資料 (R3.11.9)

「改正フロン排出抑制法違反で警視庁が全国初の検挙」

冷凍空調機器に使用されているフロンの温室効果はCO2の数十倍から一万倍以上と非常に大きく、気候変動に大きな影響を及ぼします。このため、警視庁と都はフロンのみだり放出などの不適正事案を撲滅するため連携し取り締まりを強化しています。かねてより都が指導していた、**管理者である●●●●●株式会社**と建物解体業者である有限会社■●■●■をフロン排出抑制法違反で警視庁が東京地方検察庁立川支部へ書類送致したとの情報提供がありましたのでお知らせします。



警視庁資料 「事案の概要」(抜粋・要約)

(1) 被疑者 A、被疑法人甲 ※管理者

エアコンディショナーに充填されているフロン類に関して、充填回収業者への引き渡しを他の者に委託する際に**委託確認書を交付しなかったもの。**

(2) 被疑者 B・C、被疑法人乙 ※解体業者

営業所の解体工事に関して、フロン類を、**大気中にみだりに放出したもの。**

東京都ではフロンGメンによる指導、取り締まりを強化！！

(R2.4～R3.10
立入調査7493件、
勧告24件)





フロン排出抑制法①

フロン類の使用の合理化及び
管理の適正化に関する法律

フロン排出抑制法の対象機器を**管理**するときの義務とは？

改正点

業務用冷凍空調機器



点検記録、
審査で確認
していますか？

平常時の対応

①適切な場所 への設置等

・機器の損傷等を防止
するため、適切な場所
への設置・設置する環
境の維持保全。

②機器の点検

・管理者は、保有する**機器の点検**
をする必要があります。→P10

点検の種類	機器の種類		点検頻度
簡易点検	すべての機器		3か月に1回以上
定期点検	冷凍冷蔵機器	定格出力 7.5kW以上	1年に1回以上
	空調機器	定格出力 50kW以上 定格出力 7.5kW以上 50kW未満	3年に1回以上

漏えい発見時の対応

③漏えい防止措置、 修理しないままの 充填の原則禁止

- ・フロン類の**充填・回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者のみが行う**ことができます。
- ・冷媒漏えいが確認された場合、**修理なしでのフロン類の充填は、原則禁止**です。可能な限り速やかに漏えい箇所の特
定・必要な措置の実施をしてください。

④点検等の記録の保存等

(参考) 点検整備記録簿参考様式

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/youshiki.html

- ・点検の記録は、**機器を廃棄するためのフロン類の引渡し**が完了した日から**3年間保存**してください。
- ・機器整備の際に、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示してください。

この他、管理する機器から一定以上のフロン類が漏えいした場合、**漏えい量を国へ報告**してくだ



フロン排出抑制法②

フロン排出抑制法の対象機器を**廃棄**するときの義務とは？

廃棄等実施者の審査で廃棄の有無、引取証明書の確認をしていますか？

特定解体工事発注者
(事前確認に協力)

事前確認書

特定解体工事元請業者

(第一種特定製品の有無を事前に確認、発注者に書面で説明)

第一種フロン類充填回収業者へ直接フロン類を引き渡す場合

第一種フロン類引渡受託者にフロン類の引渡しを委託する場合

機器本体の流れ

第一種特定製品の廃棄等実施者

引取証明書の写し

第一種特定製品

交付

※運搬・設備・解体・産廃・リサイクルの業者等を経由することもある

第一種特定製品引取等実施者

費用
フロン類

交付

委託確認書

設備業者、解体業者、産廃業者、リサイクル業者等
(第一種フロン類引渡受託者)

送付

委託確認書

交付

引取証明書の写し

送付

引取証明書

再生証明書／破壊証明書

第一種フロン類充填回収業者 (都道府県知事の登録業者)

費用
フロン類

送付

再生証明書

第一種フロン類再生業者

(環境大臣・経済産業大臣の許可業者)

フロン類破壊業者

(環境大臣・経済産業大臣の許可業者)

フロン類

破壊証明書

解体業者の審査で引き取り証明書の写しの確認をしていますか？

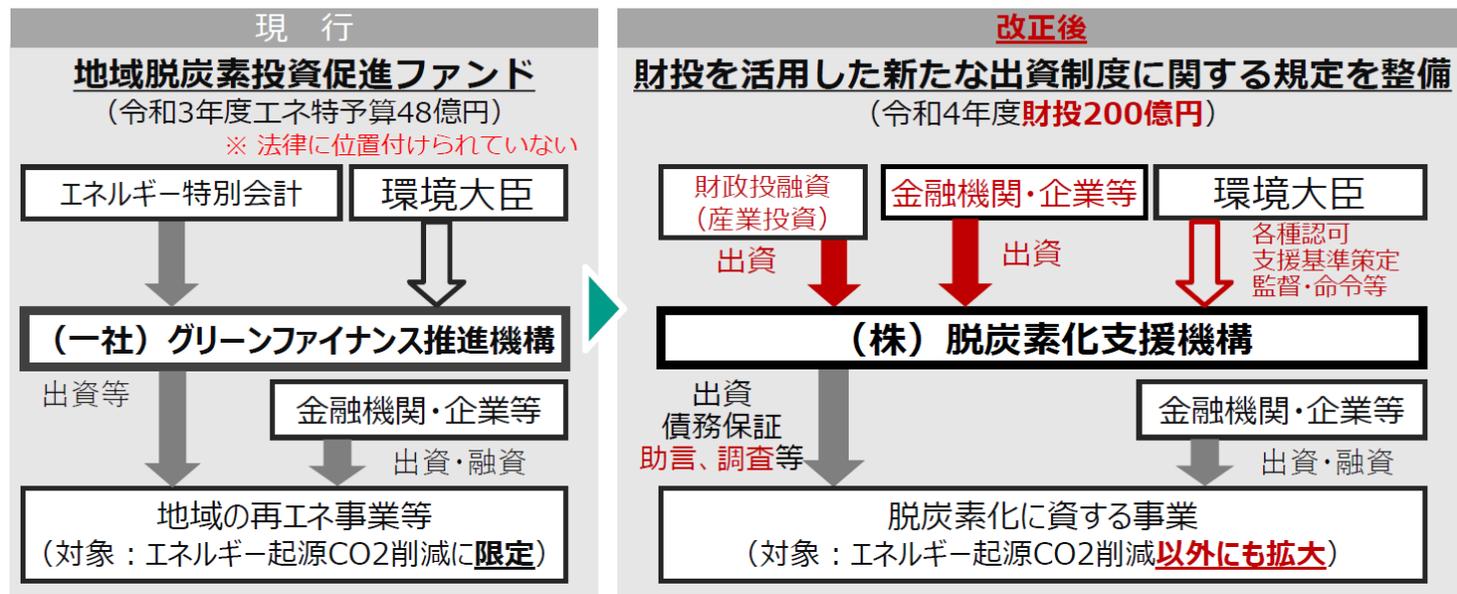
第一種フロン類再生業者が再生できなかったもの



温暖化対策推進法

R4・6・1改正法が公布、7・1施行

①出資制度の創設、監督等に関する規定整備

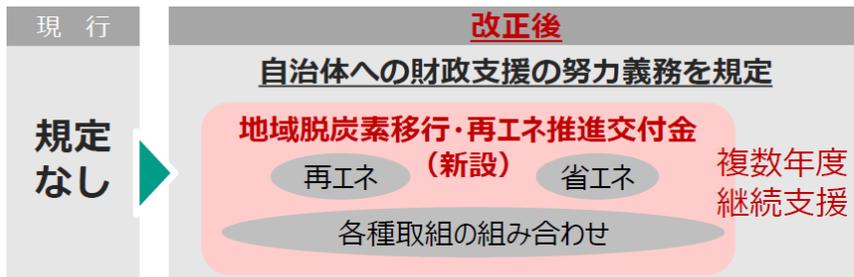


資金支援により拡大する先進的な取組の想定例 (前回改正による再エネ促進区域も活用)

- 大規模・大多数な屋根上や営農型等の太陽光発電
- 地域共生・地域貢献型の再エネ事業 (地熱や中小水力、風力発電等)
- プラスチック等の資源循環
- 食品・廃材等バイオマスの利用
- 森林保全と木材・エネルギー利用



②地方公共団体に対する財政上の措置



出典：環境省

ゼロカーボンシティ※の拡大

(※「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」表明自治体)



<改正法の施行期日：公布の日から3月以内で政令で定める日>

事業者や地方公共団体の取組を加速し、2050年カーボンニュートラルの実現へ
さらには、脱炭素技術の海外展開やグリーンビジネスの拡大、地方創生にも貢献



改正省エネ法

R4.5.20公布、R5.4.1施行

Copyright © Rakushisha Co.,Ltd.
All Rights Reserved.

出典：経産省

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るための エネルギーの使用の合理化等に関する法律等^(※)の一部を改正する法律案の概要

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律、エネルギー供給構造高度化法（高度化法）、JOGMEC法、鉱業法、電気事業法

背景

- ✓ 第6次エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）を踏まえ、**「2050年カーボンニュートラル」**や**2030年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、日本のエネルギー需給構造の転換を後押し**すると同時に、**安定的なエネルギー供給を確保**するための制度整備が必要。

法律の概要

- ✓ **省エネの対象範囲の見直しや非化石エネルギーへの転換促進、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事前届出制の導入や蓄電池の発電事業への位置付け**等の措置を講ずることで、①需要構造の転換、②供給構造の転換、③安定的なエネルギー供給の確保を同時に進める。

（1）需要構造の転換（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）

- ① **非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化**
 - 非化石エネルギーの普及拡大により、供給側の非化石化が進展。これを踏まえ、**エネルギー使用の合理化（エネルギー消費原単位の改善）の対象に、非化石エネルギーを追加**。化石エネルギーに留まらず、エネルギー全体の使用を合理化
- ② **非化石エネルギーへの転換の促進**
 - 工場等で使用するエネルギーについて、**化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換（非化石エネルギーの使用割合の向上）を求め**
 - 一定規模以上の事業者に対して、**非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成を求め**
- ③ **デマンドレスポンス等の電気の需要の最適化**
 - 再エネ出力制御時への需要シフトや、需給逼迫時の需要減少を促すため、**「電気需要平準化」を「電気需要最適化」に見直し**
 - 電気事業者に対し、**電気需要最適化に資するための措置に関する計画（電気需要最適化を促す電気料金の整備等に関する計画）の作成等を求め**

（2）供給構造の転換（高度化法、JOGMEC法、鉱業法）

- ① **再生可能エネルギーの導入促進**
 - JOGMECの業務に、**洋上風力発電のための地質構造調査等**を追加
 - JOGMECの出資業務の対象に、**海外の大規模地熱発電等の探査事業（経済産業大臣の認可が必要）**を追加
- ② **水素・アンモニア等の脱炭素燃料の利用促進**
 - 位置づけが不明瞭であった**水素・アンモニアを高度化法上の非化石エネルギー源として位置付け**、それら脱炭素燃料の利用を促進（高度化法）
 - JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、**水素・アンモニア等の製造・液化等や貯蔵等**を追加
- ③ **CCS^{*}の利用促進**
 - JOGMECの出資・債務保証業務等の対象に**CCS事業及びそのための地層探査**を追加
 - 火力発電であってもCCSを備えたもの（CCS付き火力）は高度化法上に位置付け**、その利用を促進（高度化法）
- ④ **レアアース・レアメタル等の権益確保**
 - レアアースを鉱業法上の鉱業権の付与対象に追加**し、経済産業大臣の許可がなければ探掘等できないこととする（鉱業法）
 - JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、**国内におけるレアメタル等の選鉱・製錬**を追加

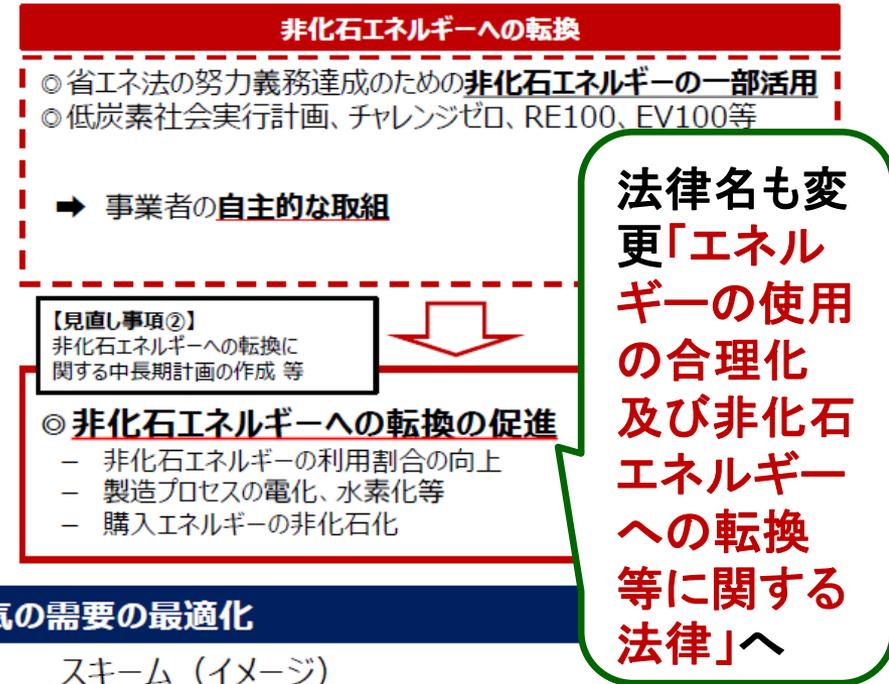
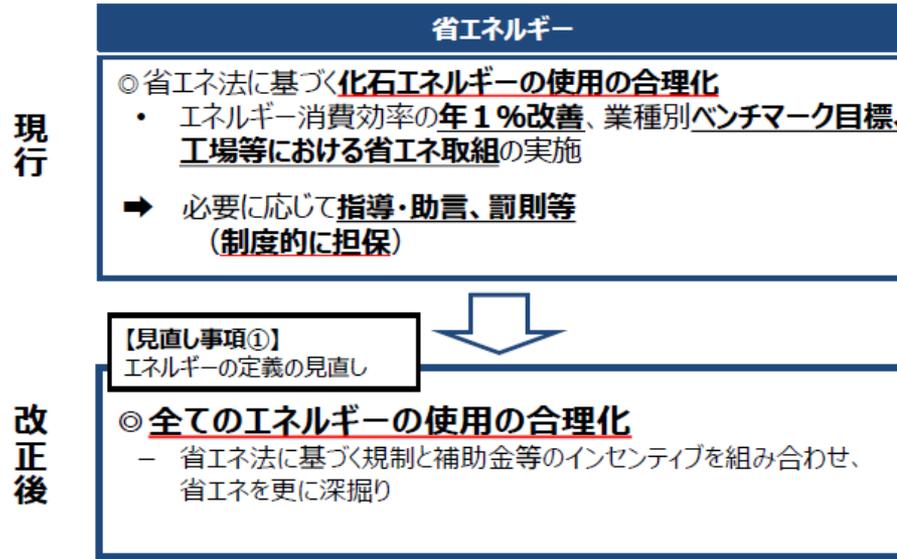
※Carbon dioxide Capture and Storage(二酸化炭素を回収・貯蔵すること)

（3）安定的なエネルギー供給の確保（電気事業法）

- ① **必要な供給力（電源）の確保**
 - 発電所の休廃止が増加し、安定供給へのリスクが顕在化している状況を踏まえ、発電所の休廃止について事前に把握・管理し、必要な供給力確保策を講ずる時間を確保するため、**発電所の休廃止について、「事後届出制」を「事前届出制」に改める**
 - 脱炭素化社会での電力の安定供給の実現に向けて、**経済産業大臣と広域的運営推進機関（広域機関）が連携し、国全体の供給力を管理する体制を強化**
- ② **電力システムの柔軟性向上**
 - 脱炭素化された供給力・調整力として導入が期待される**「大型蓄電池」**を電気事業法上の**「発電事業」**に位置付け、**系統への接続環境を整備**

エネルギーの定義の見直しと非化石エネルギーへの転換

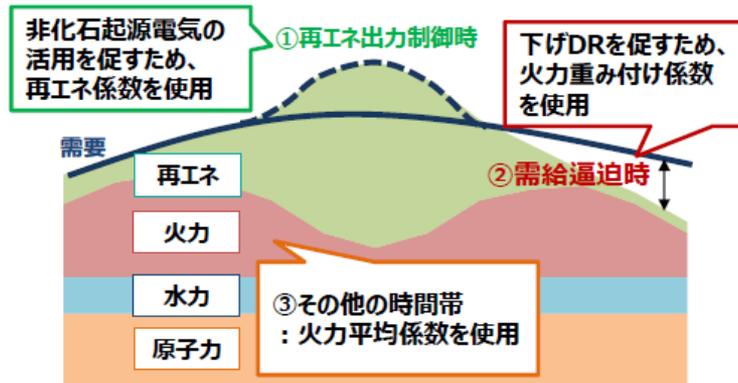
- 化石エネルギーのみならず、非化石エネルギー（水素・アンモニア等）の使用も合理化することで、エネルギーの安定供給の維持につなげていくことが必要。このため、現行省エネ法の「エネルギー」の定義を見直し、**使用の合理化の対象を非化石エネルギーを含む全てのエネルギーに拡大**する。
- カーボンニュートラルの実現に向けては、供給サイドのみならず、需要サイドでの非化石エネルギーへの転換を進めていくことが必要。このため、**エネルギー多消費事業者に対し、非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画の作成や、非化石エネルギーの使用状況の定期報告等を求める**。



デマンドレスポンス等の電気の需要の最適化

スキーム（イメージ）

- 太陽光発電等の変動型再エネの普及拡大を踏まえ、再エネ出力制御時の電気需要量の増加や、需給逼迫時の電気需要量の抑制など、**季節又は時間帯の電気の需給状況に応じた需要のシフトを促す**。
- また、**電気事業者に対し、電気需要最適化に資する取組を促すための電気料金等の整備を求める**。



※数値は暫定値

需給状況	一次エネルギー換算係数 (1kWhの電気使用した際のエネルギー使用量)
①再エネ出力制御時	3.6 MJ/kWh 【再エネ係数】
②需給逼迫時	(9.5×α) MJ/kWh 【火力重み付け係数】
③その他の時間帯	9.5 MJ/kWh 【火力平均係数】

➔ 再エネ出力制御時に需要をシフトすることで、**省エネ法上のエネルギー使用量を削減**することが可能。（省エネと評価される。）



改正建築物省エネ法

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案（R4.6.17公布、適合義務3年以内施行）

Copyright © Rakushisha Co., Ltd. All Rights Reserved.

1. 省エネ対策の加速

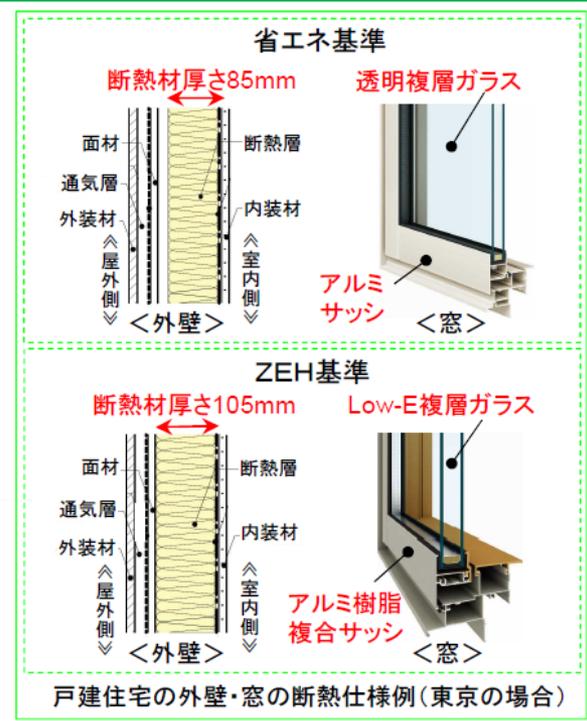
【建築物省エネ法・建築基準法・住宅金融支援機構法】

① 省エネ性能の底上げ・より高い省エネ性能への誘導

- ・ 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け
(現行は中大規模の非住宅) ※十分な準備期間を確保
- ・ トップランナー制度(大手事業者による段階的な性能向上)の拡充、誘導基準の強化等を通じ、ZEH・ZEB水準へ誘導
- ・ 販売・賃貸時における省エネ性能表示の推進

② ストックの省エネ改修や再エネ設備の導入促進

- ・ 省エネ改修に対する住宅金融支援機構による低利融資制度を創設
- ・ 市町村が定める再エネ利用促進区域内について、建築士から建築主へ再エネ導入効果の説明義務を導入
- ・ 省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化



2. 木材利用の促進

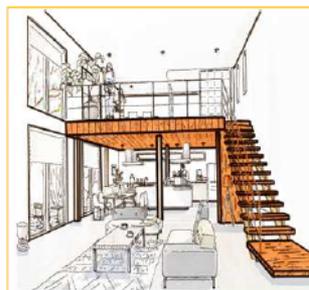
【建築基準法・建築士法】

① 防火規制の合理化

- ・ 大規模建築物について、大断面材を活用した建物全体の木造化や、区画※を活用した部分的な木造化を可能とする
※ 高い耐火性能の壁・床での区画により延焼抑制
- ・ 防火規制上、別棟扱いを認め、低層部分の木造化を可能に

② 構造規制の合理化

- ・ 二級建築士でも行える簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の拡大(高さ13m以下→16m以下) 等



メゾネット住戸内の部分(中間床や壁・柱等)を木造化

【区画内での木造化】

従来、低層部分も耐火構造とする必要



【別棟扱い】

<その他> 省エネ基準等に係る適合性チェックの仕組みを整備 等

出典: 国交省



東京都環境確保条例、改正へ

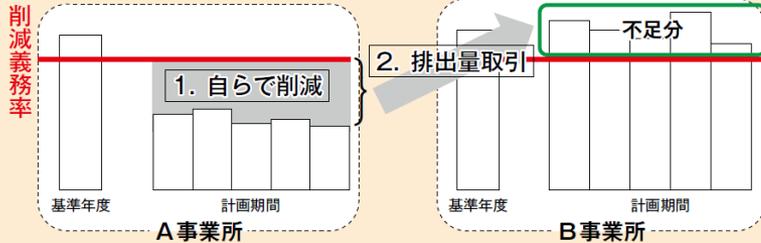
出典：東京都

気候変動対策のトップランナーが、さらに規制強化へ！？

東京都環境確保条例、H22から総量削減義務と排出量取引を実施中！

総量削減義務履行の手段

3. 第2計画期間からの
バンキング
(第3計画期間)



「東京都環境基本計画のありかたについて」 (R4.8.8東京都環境審議会答申)

■2050年「ゼロエミッション東京」を実現

➡■2030年目標

- ①温室効果ガス排出量(2000年比) **50%**削減(カーボンハーフ。現在30%目標)
- ②再生可能エネルギー電力利用割合**50%**程度(中間目標:2026年30%程度)

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)の改正について」 (R4.8.8東京都環境審議会答申)

■新築建物への規制強化

①新築2000㎡以上【強化・拡充】

- ・太陽光発電の設置義務、ZEV(ゼロエミッション・ビークル)充電設備の基準新設、断熱・省エネ性能の基準を国基準以上へ(マンション等の住宅を含む)

②新築2000㎡未満(住宅等の一定の中小新築建物への新制度【新設】)

- ・年間都内供給総延床面積が2万㎡以上の住宅供給事業者等を対象
- ・太陽光発電の設置義務(事業者単位で達成を求める)、ZEV充電設備基準新設、断熱・省エネ性能の基準を国基準以上へ

■その他 キャップ&トレード制度の改訂(再エネ目標設定等)【強化・拡充】の改正など



2 公害対策



大気汚染防止法：石綿規制

R2.6改正法公布。レベル3も対象。R3.4、4.4、5.10施行

元請業者への審査でこれら義務履行の確認していますか？

■解体工事における石綿規制の概要(改正後)

<p>元請業者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● レベル1～3の有無を事前調査し、発注者に書面で説明 ● 石綿の有無にかかわらず、一定規模(床面積80㎡以上の解体工事等)以上の工事の場合、事前調査結果を都道府県知事に届出(R4.4～) ● 石綿飛散防止のため作業基準を順守 ● 作業記録の保存。終了後、発注者への報告(書面を保存)
<p>発注者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 工期や工事費などの契約で作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮 ● レベル1、2を含む建築物等の解体、改造、補修作業を行う場合、作業実施14日前までに都道府県に届出

Copyright © Rakushisha Co.,Ltd. All Rights Reserved.

発注者への審査で解体工事の有無、規制への認識を確認していますか？

改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

<石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



出典：環境省



3 廃棄物・3R対策



産廃、電子マニフェスト、70%超え

電子化目標:2022年度70%。実績:2017年度53%⇒2021年12月70.2%

項目	電子マニフェスト 	紙マニフェスト 
マニフェストの 交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡した日から3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含まない(以下同様)	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付
処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知(電子メール等)により確認	①運搬終了報告: B2票とA票を照合して確認 ②処分終了報告: D票とA票を照合して確認 ③最終処分終了報告: E票とA票を照合して確認
マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要(情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	①交付したマニフェストA票を5年間保存 ②収集運搬業者および処理業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票 交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告

紙はリスク大。審査で原本を確認していますか？



排出事業者



プラスチック資源循環法、R4.4施行

事業者対策のポイントは3つ



①プラスチック使用製品設計指針

プラスチック使用製品製造事業者等は、プラスチック使用製品設計指針に即して設計するよう努める(努力義務)。

②ワンウェイプラスチックの提供事業者の判断基準

- ・小売・サービスなどの特定プラスチック使用製品提供事業者は、「判断基準」に従い、使用の合理化に取り組む
- ・対象:各種商品小売業のプラスチック製のフォークやスプーン、宿泊業のヘアブラシ等
- ・主務大臣は、指導・助言、特定プラスチック使用製品多量提供事業者(前年度5t以上提供)に勧告・公表・命令ができる(違反に罰則)



③排出事業者の判断基準

- ・排出事業者(小規模企業者等を除く。)は、「判断基準」に従い、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制や再資源化等に取り組む
- ・主務大臣は、指導・助言、多量排出事業者(前年度250トン以上排出)に勧告・公表・命令等ができる(違反に罰則)





事業者の取組み事例

プラスチック資源循環、自社で何をするか？

本法への認識と取組状況を
審査で確認していますか？



株式会社ユーグレナ

- 化粧品の容器を、従来のジャータイプの容器から、サトウキビ由来樹脂を配合したチューブタイプの容器に変更。容器の軽量化と本体にサトウキビ由来樹脂を 30%配合したことにより従来品と比べて最大 90%の石油由来プラスチックを削減。

株式会社 JSP

- 工場で断熱材を指定の寸法にプレカット(予め断裁)して納品し、施工現場での断熱材の端材、カット時の粉の発生を抑制(なお、工場で発生した端材は、原料に戻し再び製造工程で使用している)。



日本ハム株式会社

- 包装資材重量を 28%削減した(※)新しい商品パッケージを採用。容器包装でのプラスチック使用量を削減。

宮城県気仙沼市、埼玉県、一般財団法人静岡経済研究所、サンコーフォームズ株式会社

- 紙製クリアファイルの使用



出典:「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き(1.0版)」

https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_haisyutu_handan.pdf

Copyright © Rakushisha Co.,Ltd. All Rights Reserved.

社内での「情報入手 + 検討」の場の確保を



4 化学物質対策



化管法、PRTR・SDS物質見直し

R3.10.20改正化管法施行令が公布、R5.4.1施行へ

- 最新の有害性に関する知見等に基づいた対象物質の見直しの結果、有害性が現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は**649物質**
 - PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質は**515物質**
(うち発がん性等のある23物質は特定第一種指定化学物質)
 - SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質は**134物質**。
- 公布日：**令和3年10月20日（水）**、施行日：**令和5年4月1日（土）** ※
※ P R T R 制度に関して、**改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和5年度から、届出は令和6年度から実施**

P R T R 制度：化学物質排出・移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）

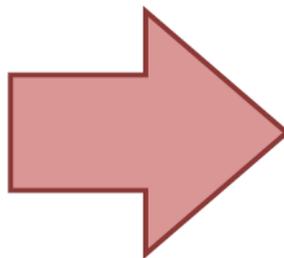
S D S 制度：化学物質の性状や取扱いに関する情報（安全データシート）の提供に関する制度（Safety Data Sheet）

<現行（562物質）>

第一種指定化学物質
（462物質）

特定第一種
指定化学物質
（15物質）

第二種指定化学物質
（100物質）



<改正後（649物質）>

第一種指定化学物質
（515物質）

特定第一種
指定化学物質
（23物質）

第二種指定化学物質
（134物質）

除外（164物質）



対象事業者の改正への認識、**審査**で確認していますか？



水害による化学物質流出防止

改正東京都化学物質適正管理指針(R3.4施行)とは？

近年、豪雨災害により
全国各地で、**化学物質の流出事故**が起きました。

主な被害	最近の台風等の状況
炉・ピット・めっき槽・薬品槽など 生産ラインへの濁水の流入	平成30年 7月 豪雨 平成30年 8月 豪雨
薬品等の保管庫の水没	令和元年 9月 台風15号
ドラム缶・一斗缶等の保管容器が流出	令和元年 10月 台風19号
タンクの流出、施設の破損	令和2年 7月 豪雨



容器の固定※3

審査で現場を確認していますか？



高所への移動※3

都内でも水害のおそれが高い地域があるため、
都は、環境確保条例※の「**化学物質適正管理指針**」を改正※※し、
化学物質を取り扱う事業者による水害への備えを促進します。

※ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ※※令和2年11月4日告示、令和3年4月1日施行

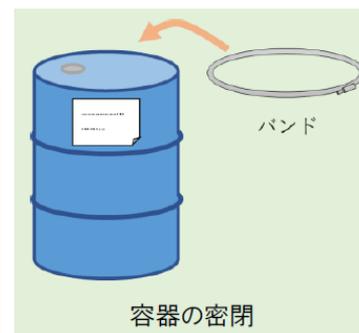
主な改正内容

- ① **事業所が所在する地域のハザードマップを参照し、被害想定を確認する。**
- ② **事業所内への浸水防止や化学物質の流出防止について対策等を実施するとともに、浸水、土砂流入、強風等の負荷に耐える設備の整備に努める。**
- ③ **タンク・容器に内容物である化学物質の名称及び有害性を表示する。**
- ④ **平時・水害等の発災直前・直後の対応を時系列に沿って整理した防災行動計画を整備する。**

特に、「**適正管理化学物質※**」を年間100kg以上取り扱う事業所※※では、
水害への備えを追記した「化学物質管理方法書」を作成する必要があります。

※ 該当する化学物質については、東京都環境局ホームページで検索、又は事業所所在地の区市環境所管課にお尋ねください。

※※ 事業所の従業員が21人以上の場合は、作成した化学物質管理方法書を提出する必要があります。

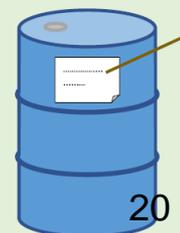


容器の密閉

保管容器等への表示

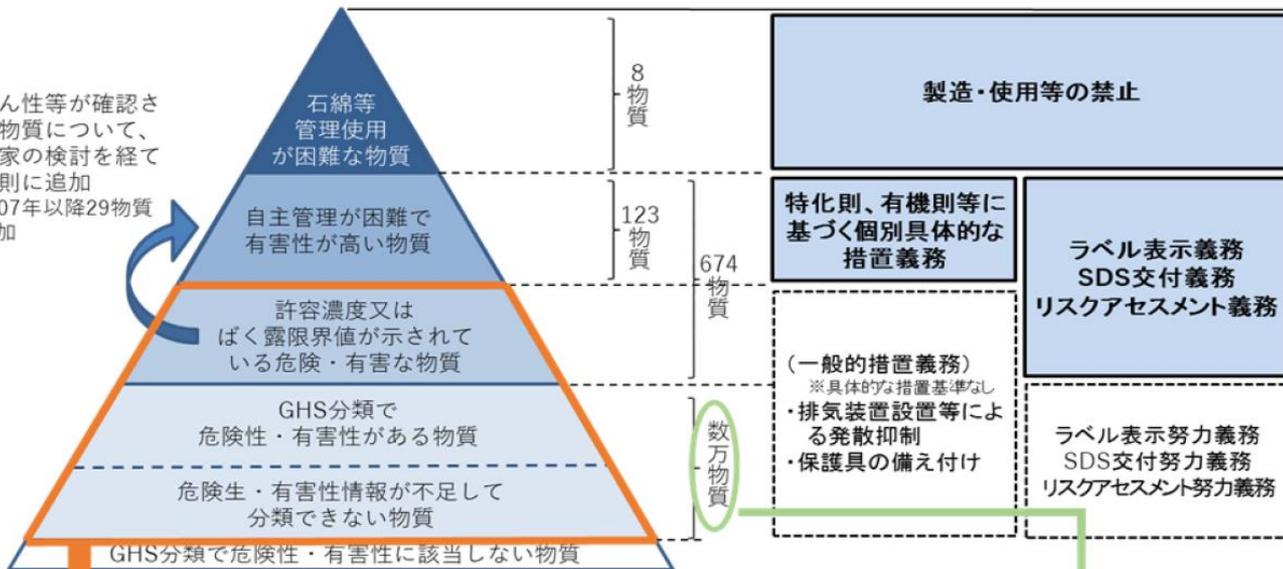
【必須】
内容物の名称
有害性の表示

【推奨】
事業所名称
連絡先 など



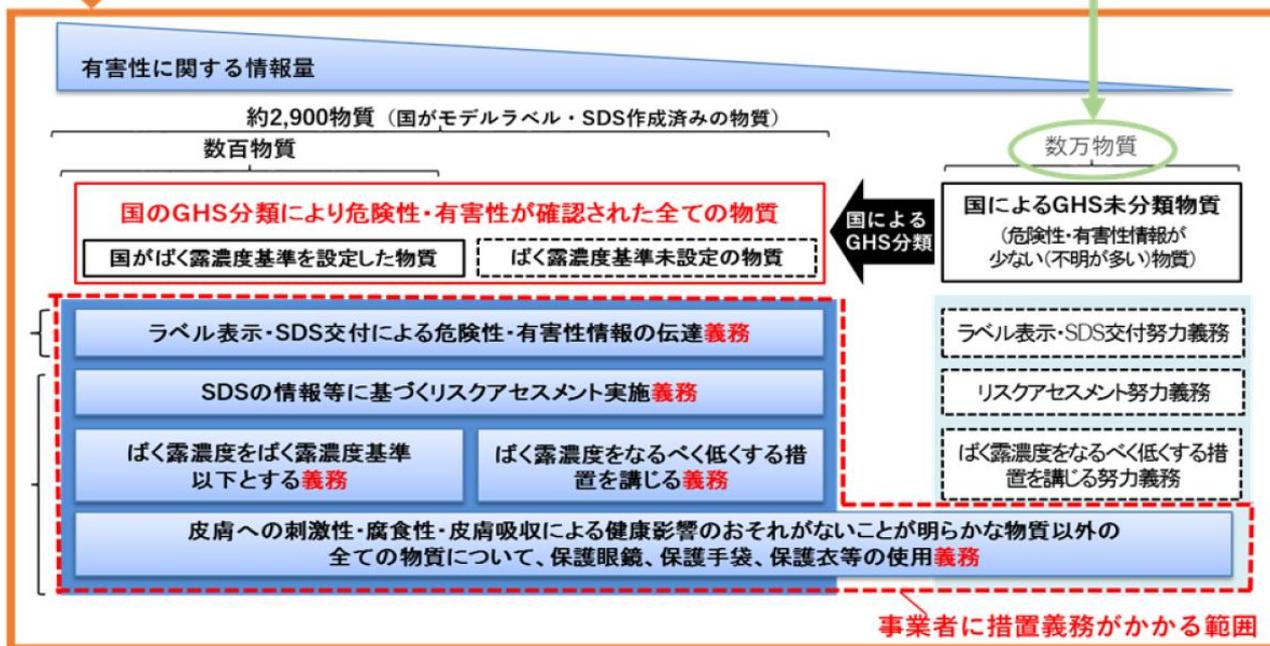


発がん性等が確認された物質について、専門家の検討を経て特化則に追加
※2007年以降29物質追加



出典：厚労省

<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



事業者に措置義務がかかる範囲

労働安全衛生法 「自律的な管理」へ

R4.5.31規則等改正、
R4.2.24本法施行令、規則改正、

全体を確認するには
<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000945523.pdf>
※以下、適宜抜粋、省略しています。

新たな化学物質規制項目の施行期日

労働安全衛生法の遵守はエコアクションの必須事項ではありません。同法をエコアクションに組み込んで活動する事業者もいるので、参考までにお伝えします。



Copyright © Rakushisha Co.,Ltd. All Rights Reserved.

出典：厚労省

規制項目		2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理体系の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度假準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の遅発性疾病の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
実施体制の確立	がん原性物質の作業記録の保存		●	
	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
情報伝達の強化	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和		●	
	第三管理区分事業場の措置強化			●



5 生物多様性対策



サーティ・バイ・サーティ

30 by 30で、自然共生サイト試行

拡大する生物多様性の取組み

従来の生物多様性の世界目標である「愛知目標」の後継となる目標が、2022年12月に開催予定のCOP15(カナダ・モントリオール)で採択される予定。

- ➔ 日本：次期生物多様性国家戦略の策定へ(2023年3月予定)
「ネイチャー・ポジティブ」の実現へ
(2030年までに自然の損失を回復軌道に乗せ、
2050年までに自然を完全に回復させる)

世界的に関心が高まる生物多様性を審査で伝えていますか？

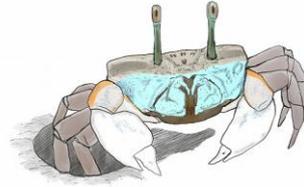
「30 by 30」目標と自然共生サイト(仮称)

- 2030年までに、陸と海の30%以上を保全する国際的な目標のこと。2021年G7サミットで合意。
- 日本の現状：日本では、陸域20.5%と海域13.3%を保護地域として保全。「30 by 30」目標達成に向けたハードルは高い。
- 日本の対策：国立公園等の保護地域を拡張等するとともに、企業有林や里地里山など保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所を環境省が自然共生サイト(仮称)として認定し、「30 by 30」目標に組み込んでいく。



出典：環境省

おわりに



改正を含む法遵守がPDCAサイクルにきちんと組み込まれているか確認
その前提として、自らの知識を高める(私もです)
経営(環境リスク回避)と社会(環境保全)に役立つ審査を目指しましょう

